

令和6年度

和歌山県 橋本・伊都地域におけるカーシェアリング社会実験

公募要領

令和6年6月

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所

目次

1. 目的	1
2. 実験概要	1
(1) 実施期間	1
(2) 実施箇所	1
(3) 実施箇所の駐車区画及び駐車可能台数	4
(4) 運営車両	7
(5) 運営時間	7
(6) 運営方法	7
(7) 実施主体	7
(8) 本実験における実験参加者の役割	7
(9) 実験スキーム	10
(10) 主な検証項目	10
(11) 実施区分	11
(12) 実験協議会への参加・協力	11
(13) 他業務との連携について	12
3. 実験参加者の公募要件	12
4. 実験参加者の選定	13
(1) 選定方法	13
(2) 選定基準	13
(3) 確認書の取り交わし	13
5. 応募要領	14
(1) 提出書類	14
(2) 公募受付	16
(3) 提出方法及び部数	16
(4) 受付期間	16
(5) 公募に関する質問	16
(6) 実験参加者選定までのスケジュール（予定）	17
(7) 提出書類に関する留意事項	17

<添付書類>

- 〈様式1〉・・・応募申請書
- 〈様式2-1〉・・・応募者の概要
- 〈様式2-2〉・・・構成法人の概要〈※複数事業体による応募の場合〉
- 〈様式2-3〉・・・確認事項〈単独事業体での応募〉
- 〈様式2-4〉・・・確認事項〈複数事業体による応募〉
- 〈様式3-1〉・・・公募要件（必須要件）
- 〈様式3-2〉・・・運営管理の妥当性（加点評価項目）
- 〈様式3-3〉・・・利便性・安全性を高める取組方法の妥当性（加点評価項目）
- 〈様式3-4〉・・・検証への協力の提案（加点評価項目）

<公募資料における用語の定義>

公募資料において、以下のとおり定義する。

「応募」：本実験への公募に対し応募申請を行うこと

「応募者」：本実験への公募に対し応募申請を行う者

「実験参加者」：本実験への公募に対し応募し、実験の参加者として選定をされた事業体

「事業体」：地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者であり、本実験参加者として事業を担う者

1. 目的

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所では、地方部における観光二次交通の確保を強化する取り組みとして、地方部観光地の拠点となる交通結節点にカーシェアリングステーションを設置し、観光二次交通としての有用性等を検討する。

2. 実験概要

(1) 実施期間

確認書の取り交わし日～令和7年3月（予定）

（カーシェアリング運用期間：令和6年10月～令和6年11月（予定））

※ カーシェアリング運用期間は、延長することがある。

※ 道路管理者および敷地管理者の指示により、一時的に利用期間に制限が生じる場合がある。

(2) 実施箇所

(a) 和歌山県橋本市古佐田二丁目 92-5、同 92-6

(橋本駅前市有地)

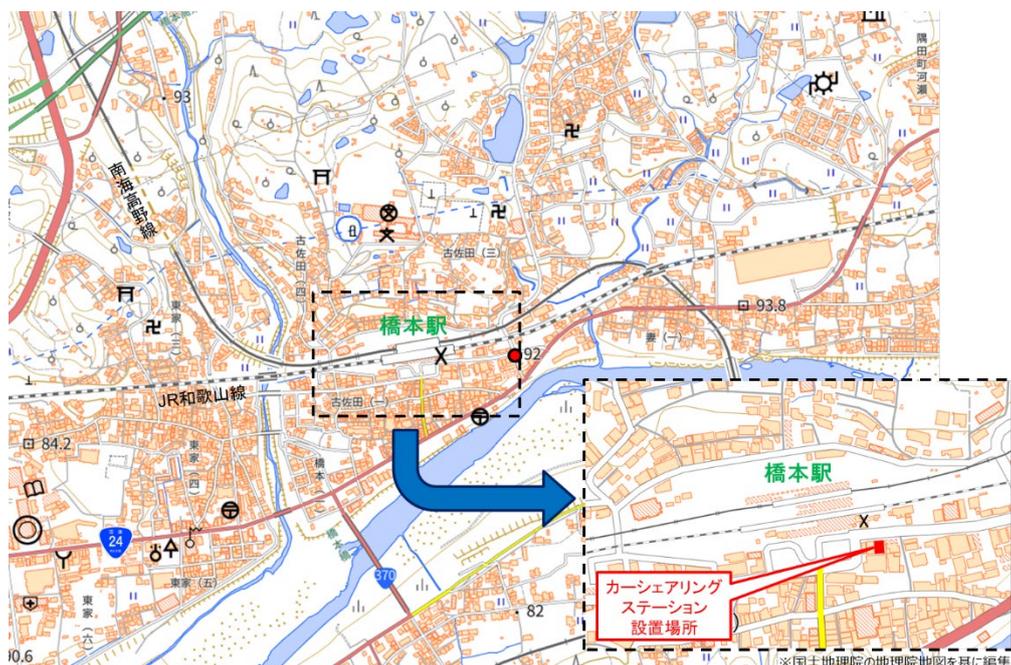


図 2-1 本実験実施箇所（橋本駅）

(b) 和歌山県橋本市高野口町名倉 837-4、同 833-5
(高野口駅北駐車場)

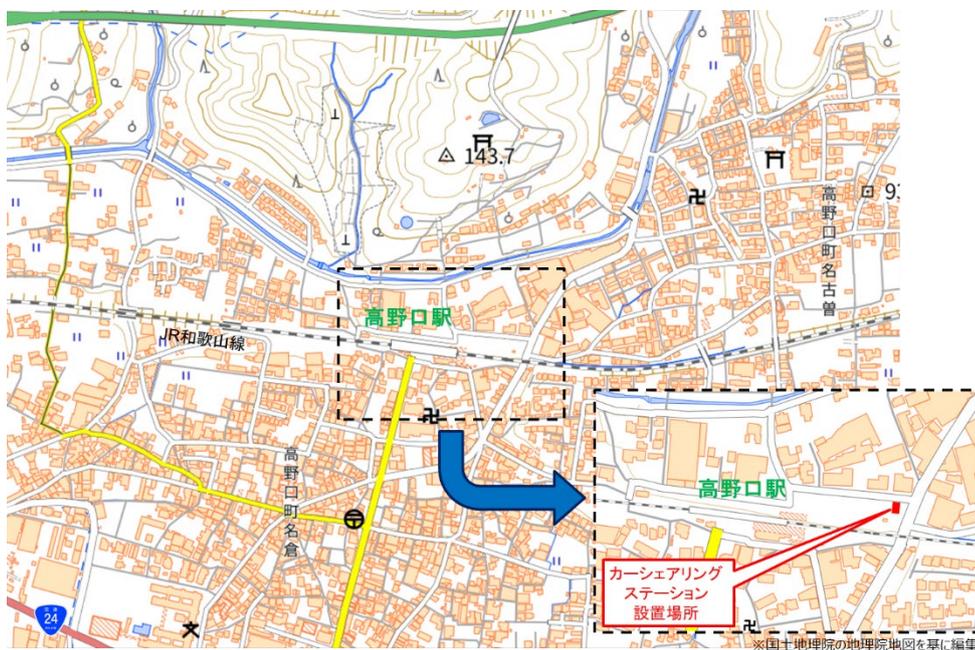


図 2-2 本実験実施箇所 (高野口駅)

(c) 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田 95-11
(妙寺駅前駐車場)

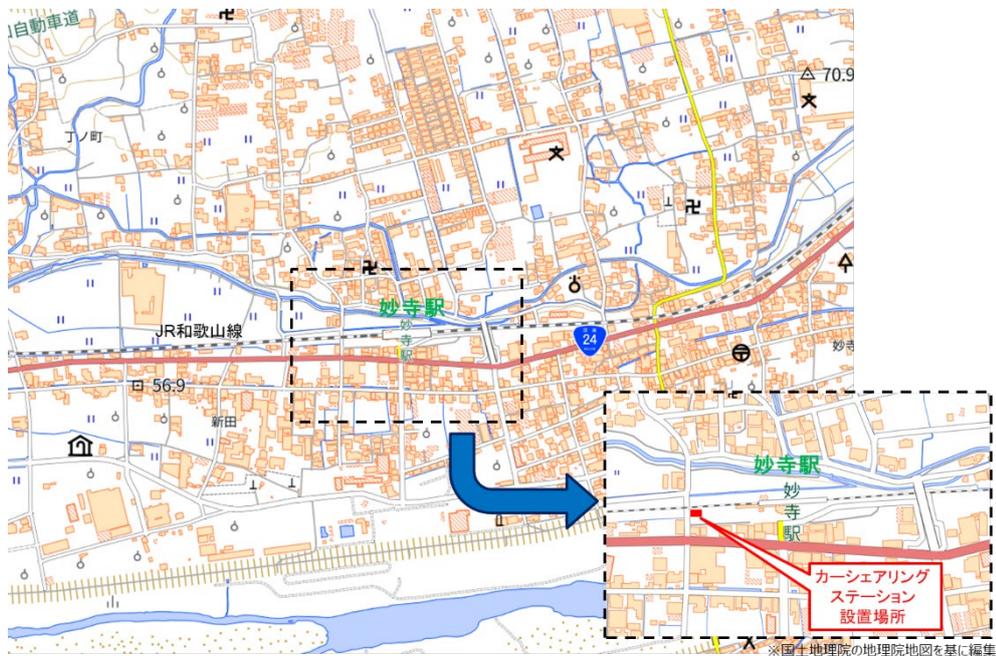


図 2-3 本実験実施箇所 (妙寺駅)

(d) 和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東 24-2.24-3
(笠田駅前町有地)

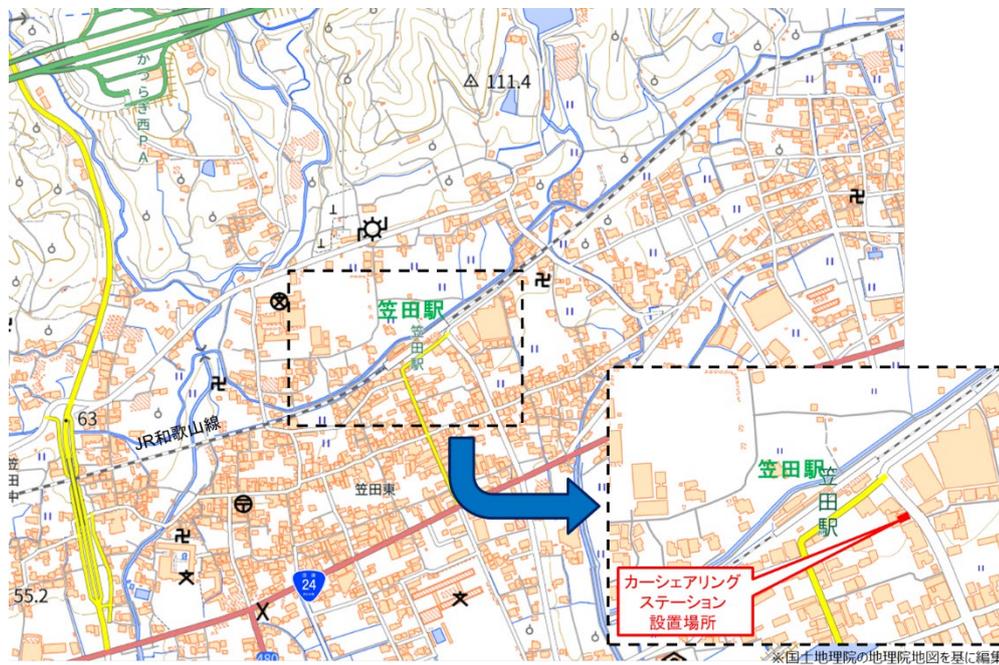


図 2-4 本実験実施箇所（笠田駅）

(e) 和歌山県伊都郡九度山町九度山 1 1 9 0
(九度山町役場)

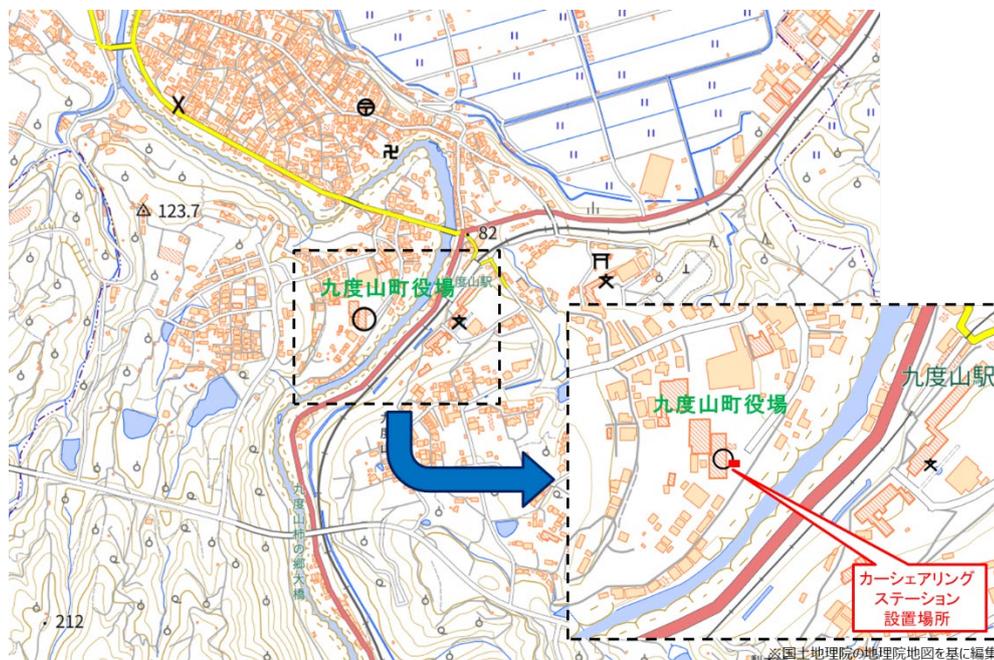


図 2-5 本実験実施箇所（九度山町役場）

(3) 実施箇所の駐車区画および駐車可能台数

各実施箇所の駐車区画及び駐車可能台数について以降に示す。

(a) 和歌山県橋本市古佐田二丁目92-5、同92-6

(橋本駅前市有地)

- ・下図の駐車区画の1箇所を実施。
- ・車両は、駐車区画につき本社会実験の運営車両 2台が駐車可能である。

配置イメージ



図 2-6 本実験実施区画 (橋本駅)

(b) 和歌山県橋本市高野口町名倉837-4、同833-5

(高野口駅北駐車場)

- ・下図の駐車区画の1箇所を実施。
- ・車両は、駐車区画につき本社会実験の運営車両 1台が駐車可能である。

配置イメージ

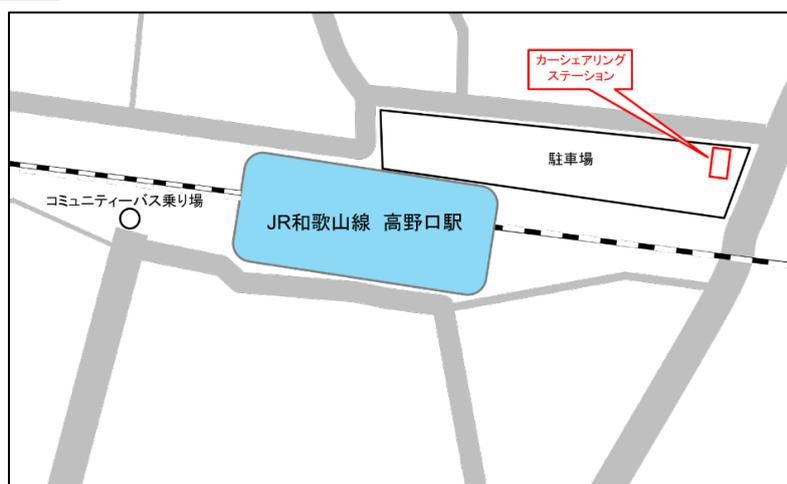


図 2-7 本実験実施区画 (高野口駅)

(c) 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田 9 5 - 1 1 (妙寺駅前駐車場)

- ・下図の駐車区画の 1 箇所を実施。
- ・車両は、駐車区画につき本社会実験の運営車両 1 台が駐車可能である。

配置イメージ

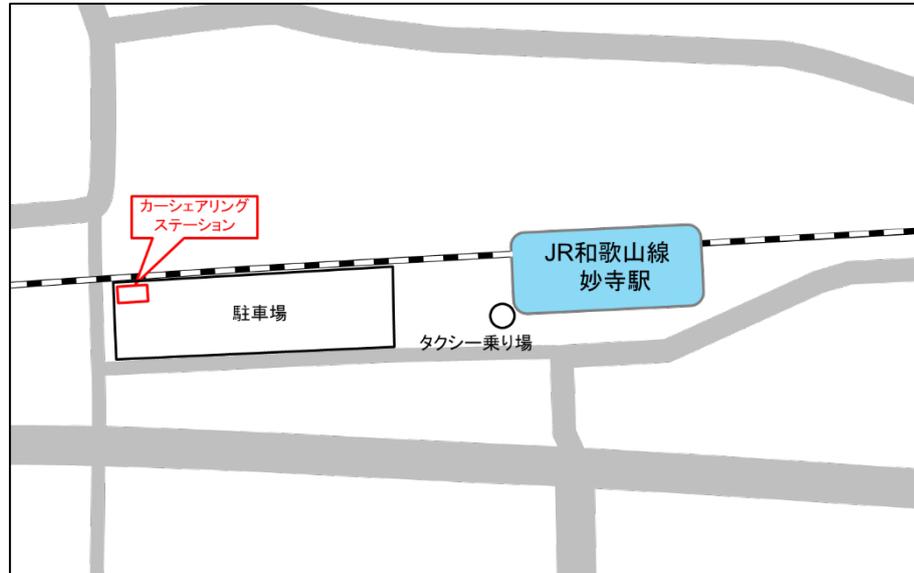


図 2-8 本実験実施区画 (妙寺駅)

(d) 和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東 2 4 - 2、同 2 4 - 3

(笠田駅前町有地)

- ・下図の駐車区画の 1 箇所を実施。
- ・車両は、駐車区画につき本社会実験の運営車両 1 台が駐車可能である。

配置イメージ

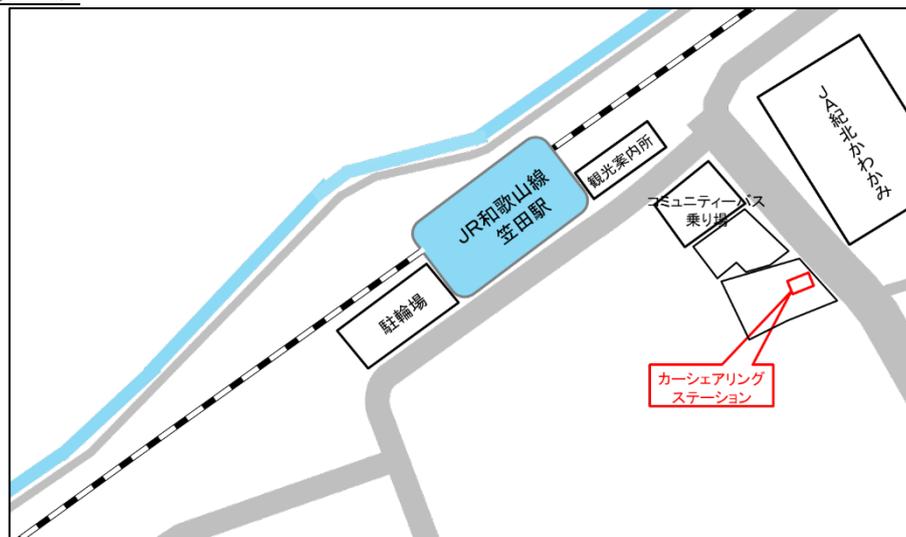


図 2-9 本実験実施区画 (笠田駅)

(e) 和歌山県伊都郡九度山町九度山 1 1 9 0 (九度山町役場)

- ・ 下図の駐車区画の 1 箇所を実施。
- ・ 車両は、駐車区画につき本社会実験の運営車両 1 台が駐車可能である。

配置イメージ

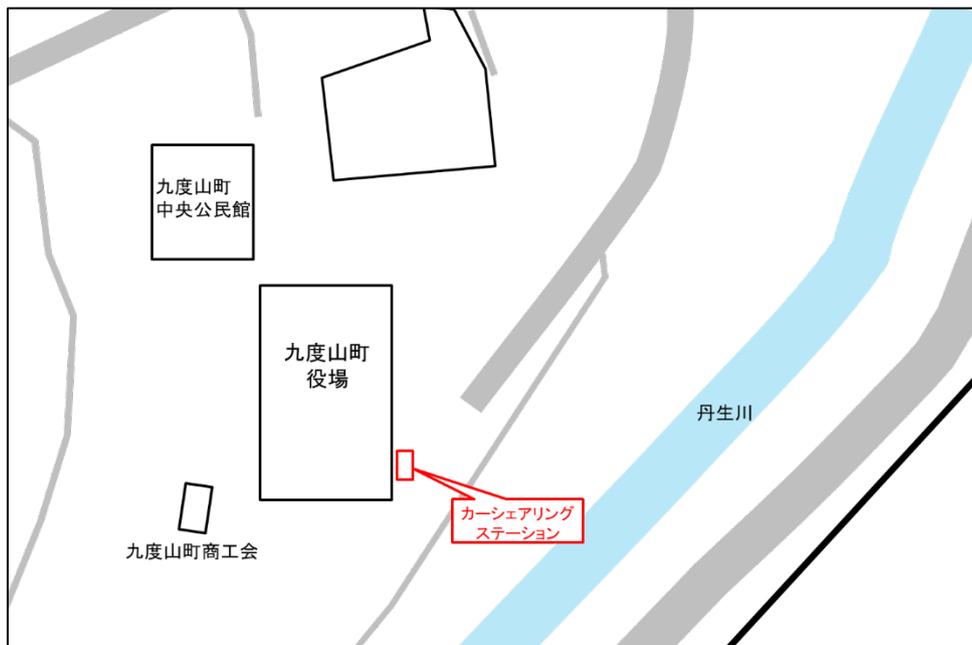


図 2-10 本実験実施区画 (九度山町役場)

(4) 運営車両

小型自動車

※ 本社会実験における小型自動車は道路運送車両法に基づく

(5) 運営時間

0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0 (2 4 時間)

※ 道路管理者および敷地管理者の指示により、一時的に時間変更が生じる場合がある。

(6) 運営方法

ラウンドトリップ方式 (車の借受場所と返却場所が同じ)

(7) 実施主体

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所

<実施主体の役割>

実験結果に基づき、公共交通からの乗り換え利便性及び取り組みの有用性の分析・検証を行う。

(8) 本実験における実験参加者の役割

「2. (2) 実施箇所」において本実験の運営を行うものとする。なお、運営にあたっての条件は以下のとおりである。

① 車両の維持管理について

実験参加者にて、本実験に必要な車両を用意し、安全で快適な車両を保つため関係法令に基づく保守点検及び清掃を行うものとする。

② 運転免許の確認及び機器等の保守管理について

実験参加者にて、運転免許を保有している者だけが利用できるシステムや運用方法を導入するものとする。機器等を用いる場合には、その保守管理も行うものとする。

③ カーシェアリングステーションの整備について

カーシェアリングステーションは、実験参加者にて整備を行うものとする。なお、実験参加者は、自治体と協議に上、必要な手続きを行ったうえで各敷地管理者より許可条件が付与される場合がある。

④ ラウンドトリップ型カーシェアリングでの運用

本実験は貸出ステーションと返却ステーションが同じとなる「ラウンドトリップ型カーシェアリング」にて行うものとする。

⑤ 運営管理について

(ア) 実験参加者は、利用者対応業務、利用料金等の徴収、利用者向けの利用マニュアルの提供等の運営管理を行うものとする。特に、緊急時の対応が早急に取れるよう体制を確保するものとする。これらの業務に関しては、利用者の安全性及び利用環境に配慮し工夫すること。

なお、運営管理の方法については、実験期間中においても近畿地方整備局和歌山河川国道事務所と協議できるものとする。

(イ) 実験参加者は、当該箇所で行っていることや本実験に関する問い合わせ先について、看板を設置して周知すること。なお、設置にあたっては別途、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所と協議するものとする。

⑥ その他任意で設置する設備等について

実験参加者が本実験実施において必要と思われる設備等については、別途、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所と協議して設置の可否を決定する。なお、設置する場合の費用負担については「(11) 実施区分」に基づき実験参加者が負担するものとし、必要な手続きを行うこと。

⑦ 安全性・車道走行の円滑性・利用状況に関する分析について

実験参加者は、本実験にて収集した利用データや走行データ等、分析に必要な情報等を顧客情報に留意のうえ、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に提供することとする。

また、本実験期間中に分析が必要となった場合も同様とする。

⑧ 駐車区画の使用及び占有について

実験参加者は、本実験で使用するステーションについて、各管理者に対し各種許可申請を行い、許可を得る必要がある。

表 2-1 使用・占用面積と料金

名称	使用・占用面積	使用・占用料（年額）
橋本駅前市有地	145.78 m ²	なし (減免 100%)
高野口駅北駐車場	12.5 m ²	なし (減免 100%)
妙寺駅前駐車場	12.5 m ²	なし (減免 100%)
笠田駅前町有地	12.5 m ²	なし (減免 100%)
九度山町役場	12.5 m ²	なし (減免 100%)

※使用及び占用面積と料金は、実施内容に伴い変更が生じる場合がある。

(9) 実験スキーム

実験参加者は、「2. (2) 実施箇所」において「2 (4) 運営車両」によるカーシェアリングの管理運営を行うものとする。

実験参加者は、実験で得られたデータを近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に提供すること。

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所は、実験参加者のデータ等に基づき、効果検証を実施する

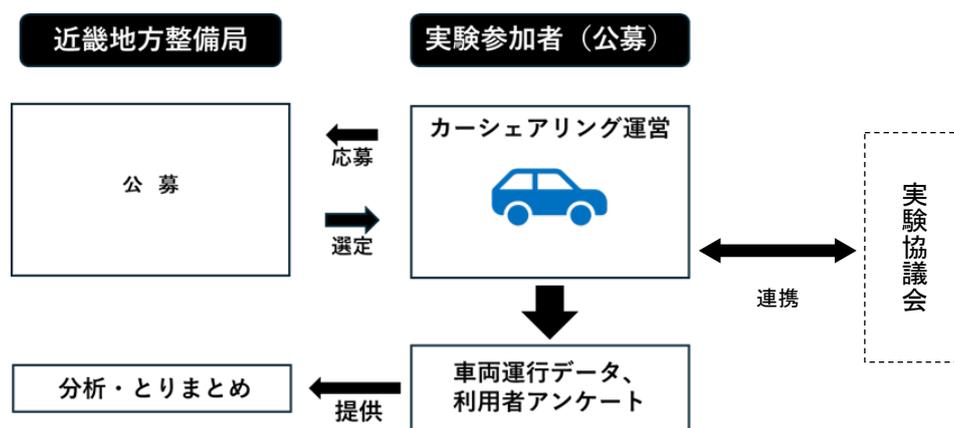


図 2-11 実験スキーム

(10) 主な検証項目

- ① カーシェアリングの利用実態と行動把握
- ② 公共交通からの乗り換え利便性の検証
- ③ カーシェアリングの有用性の検証

(11) 実施区分

本実験における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所と実験参加者の実施区分は以下の区分に基づくものとする。

表2-2 施行区分及び費用負担区分、管理区分

項目	細目	施行区分及び費用負担区分		管理区分	
		近畿地方整備局	実験参加者	近畿地方整備局	実験参加者
実験使用車等	・車両、管理システム開発 ・貸出・返却等運営管理に関する機器	—	○	—	○
ステーション施設	(全箇所) ・駐車ますの区画線等 ・社会実験事業(ステーション)看板	—	○	—	○
駐車区画の管理	・実験運用に要するその他機器 等	—	○	—	○
その他	・運転免許の確認	—	○	—	○

表 2-3 データ提供区分、効果分析区分

項目	細目	近畿地方整備局	実験参加者
サービスの有用性・社会的効果に関する分析	・車両運行データの取得・提供	—	○
	・アンケートの実施等	○	○
	・サービス内容の有用性・実現性・社会的効果の分析・とりまとめ	○	—

(12) 実験協議会への参加・協力

本実験の実施にあたり、「和歌山県 橋本・伊都地域におけるカーシェアリング社会実験協議会」(以下、「本協議会」という。)を関係行政機関、実施主体で組織し、利用促進のための協議や実験の検証・評価を行うこととしている。

実験参加者は本協議会に参加し、協力するものとする。

協議会実施体制(想定)

分類	区分	組織・役職
会長	国土交通省	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所
委員	自治体	(和歌山県の道路、観光、企画部局 等)
〃	〃	(関係市町の道路、観光、企画部局 等)
〃	国土交通省	近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課
〃	実験参加者	(公募により決定)

(13) 他業務との連携について

本実験の実施にあたっては、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が別途契約する業務において車両運行データ分析、アンケート内容の検討、効果分析・とりまとめを行う予定であり、実験参加者は、適宜必要な連携をとることとする。

3. 実験参加者の公募要件

本実験における参加対象者は、以下に示す公募要件を満たすものとする。

<公募要件>

- ① 地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者、かつ警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ② 実験参加者は、前項に基づく運営を行うとともに、『和歌山県 橋本・伊都地域におけるカーシェアリング社会実験』参加規約（別添1）」を遵守する旨の確認書（様式2-3, 2-4）を提出できる者。
- ③ 日本国内において道路運送法第80条の許可を受け、カーシェアリング事業を実施している者。
- ④ 24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有する者。
- ⑤ 24時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できる者。
- ⑥ 本社会実験の広報に協力できる者。

【複数事業体（複数の事業体が共同で実施）により参加する場合】

なお、複数事業体により参加する場合は、①は構成する事業体すべての者の確認ができるものとし、②は構成する事業体すべての者が提出するものとする。

③④⑤⑥については、要件を満たす者が構成事業体に含まれることとする。

4. 実験参加者の選定

(1) 選定方法

提出書類に基づいて、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が審査及び実験参加者の選定を行う。

(2) 選定基準

実験参加者の選定にあたっては、応募申請内容を評価し、総合点の最上位の1者に決定することとする。

最上位の者が2者以上あるときは、くじを引かせて決定するものとし、くじ引きの日程等は、必要が生じた際に連絡する。

評価については以下の選定基準の評価項目により評価を行う。詳細な加点・評価内容は〈様式3〉に示す。

表4-1 選定基準の評価項目

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト
運営管理の妥当性	・カーシェアリング事業を運用している実績。	40点
	・ラウンドトリップ方式カーシェアリングにシステムが対応できる、または実験開始時に対応が可能な状況にあること。	40点
	・ステーションについて日常的な保守管理点検ができるもの。	40点
	・会員登録時に免許証の確認等を行えるもの。	40点
	・行政機関（国・地方自治体など）が実施する社会実験に対し、運営・実施・協力の実績を有すること。	40点
利便性・安全性を高める取組方法の妥当性	・利用者利便性の向上につながる工夫として具体的な提案。	40点
	・安全性の確保に対する対策の具体的な提案。	40点
検証への協力の提案	・本実験で配置する車両台数。	60点
	・データの提供。	40点
利用促進に関する具体的な提案	・本社会実験の利用促進に対する具体的な提案。	80点

(3) 確認書の取り交わし

実験参加者は選定通知受領後、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所と確認書（別添2）を取り交わすこととする。

5. 応募要領

(1) 提出書類

応募者は、以下の書類に必要事項を記載のうえ提出すること。

① 応募申請書〈様式1〉

応募代表者等の必要事項を記入すること。

② 申請者の概要書

単独事業体による応募は〈様式2-1〉、複数事業体（複数の事業体が共同で実施）による応募は〈様式2-1，2-2〉に必要事項を記入すること。

③ 確認事項〈様式2-3，2-4〉

単独事業体による応募は〈様式2-3〉、複数事業体（複数の事業体が共同で実施）による応募は〈様式2-4〉に必要事項を記入すること。

④ 公募要件〈様式3-1〉

「3. 実験参加者の公募要件」に示す公募要件を満たしていることを証する書面を提出すること。詳細は下表による。

表 5-1 公募要件を満たすことを証する書面

公募要件	提出する書面
<p>①地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者。</p>	<p>以下を提出すること。</p> <p>a. 定款・約款</p> <p>b. 国税に関し未納がないことを証する納税証明書（本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの）</p> <p>c. 履歴事項全部証明書</p> <p>d. 印鑑証明書</p> <p>e. 補足資料（企業概要、財務諸表に類するもの）</p> <p>※複数事業体の場合は構成事業体等全者の書面を提出すること。</p>
<p>②実験参加者は、前項に基づく運営を行うとともに、『和歌山県 橋本・伊都地域におけるカーシェアリング社会実験』参加規約』を遵守する旨の確認書を提出できる者。</p>	<p>提出できる旨を確認する書面を〈様式2-3〉もしくは〈様式2-4〉により提出すること。</p>
<p>③日本国内において道路運送法第 80 条の許可を受け、カーシェアリング事業を実施している者。</p>	<p>「レンタカー事業者証明書」の写し+「自家用自動車有償貸渡業（レンタカー事業、レンタカー型カーシェアリング事業）」の許可内容が証明できるもの（運輸支局の証明印が押されたもの）の写し。</p>
<p>④24 時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有する者。</p> <p>⑤24 時間緊急対応可能な安全管理体制が確保している者。</p>	<p>左記に記載の要件を満たしていることを証する書面（様式自由）</p>
<p>⑥本社会実験の広報に協力できる者。</p>	<p>実施する広報内容の提案書（④本実験への参加計画「本社会実験の利用促進に対する具体的な提案」の添付資料と兼ねることができる）</p>

⑤ 本実験への参加計画〈様式3-2, 3-3, 3-4〉

実験参加者の選定評価項目となる、本実験への参加にあたっての実績、実施内容について記入すること。

その他、提出書類を補足するために必要な資料（任意・様式自由）を添付してもよいが、必要最小限とすること。

また、提出書類の審査・評価の過程で別途確認が必要となった場合は協力をすること。

(2) 公募受付

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 計画課

〒640-8227 和歌山市西汀丁 16

TEL : 073-402-0278 メールアドレス : kkr-wk-keikaku@mlit.go.jp

(3) 提出方法及び部数

提出は電子メール(10MBまで)にて行い、着信を確認すること。ただし、紙で提出する場合は、記名押印のうえ、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)で1部提出するものとする。

(4) 受付期間

令和6年6月21日(金)～令和6年7月12日(金)必着

ただし、紙で提出する場合は、土・日・祝日を除く9:00～16:00

(5) 公募に関する質問

公募に関する質問がある場合には、書面(自由様式)にて質問を受け付ける。質問書に対する回答は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所HP

(<https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/road/share>)に掲載する。

なお、選定の公平性を確保するため、公募書類提出後の個別の質問等については、回答しない。

① 質問書の提出方法

郵送又は電子メールによるものとする。電子メールの場合の使用ソフトはワードとすること。

② 提出先

「5.(2) 公募受付」と同様とする。

③ 質問書の提出期限

令和6年6月28日(金)16:00までとする。

④ 質問書に対する回答

令和6年7月5日(金)までに近畿地方整備局和歌山河川国道事務所HPへ掲載する。

(6) 実験参加者選定までのスケジュール（予定）

- ① 実験参加者として選定された者に対しては、その旨を書面にて通知する。また、実験参加者として選定されなかった者に対しては、その旨と理由を書面にて通知するものとする。
- ② 公募から実験参加者の選定までのスケジュール（予定）は以下のとおりである。
令和6年6月21日（金）公募開始
令和6年7月12日（金）公募〆切
令和6年7月下旬 実験参加者の選定通知

(7) 提出書類に関する留意事項

- ① 提出書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できない場合があるため、十分に注意すること。
- ② 提出書類は、本公募要領の様式1～3を用いて、各1部提出すること。
- ③ 審査にあたり、上記以外にも書類等の提出を求める場合がある。また、一度提出された書類は原則として返却しない。
- ④ 選定に係る審査は、提出書類の書面審査により行うことを基本とするため、提出書類（添付資料を含むすべての書類）は、書類上の記述だけで実施内容等が理解できるように記載すること。
- ⑤ 選定されなかった申請者の提出書類は手続終了後に、選定された者の提出書類は実験完了後に破棄するものとする。
- ⑥ 提出書類の作成等に関する費用については、申請者の負担とする。